

EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）の概要、留意事項について  
（令和4年7月時点版）

1 事業内容

茶の製造事業者やこれらに食品接触材<sup>※</sup>を提供する容器包装等製造事業者に対して、EU が求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等への対応に必要な経費を支援（公募要領 P1）

※EU では食品と接触する全ての素材を「食品接触材」とし、「食品に接触する素材および製品に関する規則」に基づき管理しており、茶に関しては急須等の茶器や茶袋等の包装材が同規則の対象となります。同規則では食品接触材中の成分が接触する食品に移行し、品質を損なう等の可能性があるとして、使用可能又は不可能な素材や物質、移行試験基準等を設け、EU で食品接触材又は食品を販売する際には、その製品や素材の物質構成を確認し、通常の使用条件下での食品に与える影響の安全性評価を実施し、製造者等が自ら適合宣言書を以て宣言することが求められています。

2 補助率

定額【公募要領 P1】

3 事業実施主体

民間事業者（食品接触材を提供する容器包装等製造事業者等）等を想定【公募要領 P1-2）】

4 補助対象経費

謝金、賃金、役務費、賃借料、包材・食品分析費、委託費、翻訳費、消耗品費等【公募要領 P2, 12-13】

5 成果目標

事業終了年度までに EU が求める適合宣言書を 1 点以上作成し、かつ、事業終了年度の翌年度までに当該宣言書に基づき、食品接触材と茶製品が一体的に EU に輸出できたことを確認すること。【公募要領 P3】

6 補助事業の実施期間

交付決定日から令和5年3月31日まで

7 補助事業実施主体となり得る候補者の選定方法

公募の結果、応募者から提出された申請書類について、事業担当課において書類確認及び事前審査を行った後、選定審査委員会において公募要領別記 1 及び別記 2 に基づき採点し、候補者を選定。【公募要領 P4, 10-11】

## 8 事業の着手

事業実施主体は原則として、交付の決定を受けてから事業に着手していただきます。ただし、実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合においては、事業実施主体は、所要の手続を行った上で交付決定前に事業に着手することができるものとします。この場合、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、手続き等については、「輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施要領」の「第7 事業実施手続」の4をよく御確認ください。【実施要領 P3-4, 13】

## 9 その他留意事項等

- (1) 「4 補助対象経費」のうち委託費について、これを計上する場合には「輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業のうち EU 向け食品接触材の適合宣言書作成支援事業（茶）実施要領」の「第7 事業実施手続」の「3 事業の委託」をよく御確認ください。【実施要領 P3】
- (2) 「5 成果目標」に関して、「本事業を活用して適合宣言書を作成した食品接触材」が実際に EU 向けの茶の輸出に用いられたことを確認したいため、事業終了時には輸出された茶製品の写真、当該茶製品の輸出の取引を行った際の帳簿類等を提出してください。

このことから、適合宣言書を作成する食品接触材を選定する際には予め、EU 向けの輸出に用いられることの確認、また、事業実施主体が自ら茶の輸出を行う事業者でない場合は、茶の輸出事業者等に対し、事業の成果報告のため、帳簿等の書類の提供を求めることを伝え、成果報告に必要な協力を得られるようにしておいてください。
- (3) 適合宣言書の様式は事業者が独自に作成するものであり、EU 当局等が正式に定めた様式ではないため、中には、「適合宣言書に係る EU のルールでは求められていないのに、事業者が独自に対応を求めている項目」を含めて、1つの様式にまとめているケースがあるようです。本事業は「EU が求める食品接触材に関する適合宣言書の作成等への対応に必要な経費を支援」するものですので、上記の「適合宣言書に係る EU のルールでは求められていないのに、事業者が独自に対応を求めている項目」への対応にかかった経費については補助対象外となります。このような場合は、対象となる項目に係る費用と対象外のそれを分けて整理する必要があります。
- (4) 本事業は茶の輸出拡大を目的として措置した事業であるため、適合宣言書の対象を茶以外に拡大することによる経費の増加分は補助対象外となります。

- (5) 公募要領 P12~13 にある補助対象経費の内容についての説明のうち、「その他」に関しては「輸出先国の各種基準の調査に係る経費、文献・資料等購入費、通信運搬費（郵送費、資料等の運搬費等）、送金手数料等の雑費など他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要なものとします。」と記載しておりますが、「事業を実施するために必要なもの」であるかの判断は農林水産省で行いますので、事業を実施する際に費目に記載の無い経費が発生する場合は、事前に農林水産省に御確認ください。
- (6) 本事業における「茶」とは、ツバキ科カメリア属 (*Camellia sinensis* (L.) O. Kuntze) の植物（以下「チャ」という。）から製造したもの及びこれを原材料として加工した茶製品を指します。いわゆる緑茶や紅茶が本事業の対象であり、ルイボスティー、そば茶といったチャ以外の原材料を用いて作られる茶については対象外となります。なお、チャとそれ以外の原材料からなるブレンド茶等に関しては個別に判断しますので、実際にそのような茶を事業の対象として検討される場合には農林水産省に御確認ください。